

要 請 書

J R 北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議

令和 2 年 6 月

北 海 道 市 長 会

JR北海道の安定的な経営に向けた支援に関する 決議

北海道は、面積が広大で人口密度が小さく、積雪寒冷地という鉄道事業にとって不利な地域であり、JR北海道は、厳しい運営を余儀なくされています。

このような状況の中、JR北海道が単独では維持困難な線区として、道内路線の約半分にあたる10路線13線区を発表して以来、地域では強い危機感のもと、問題解決に向けての議論や取組を重ねてきたところです。

鉄道は、通院や通学などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の基幹をなし、産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取組においても、北海道の将来に関わる極めて重要な社会資本であることから、拙速な路線の見直しは、本道に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

平成30年7月に令和元年度及び令和2年度における国の支援の内容が示されたことを受け、令和元年6月までに8線区（名寄～稚内、新旭川～網走、釧路～根室、東釧路～網走、富良野～旭川、滝川～富良野、沼ノ端～岩見沢、苫小牧～鵡川）に対する北海道と沿線市町村の支援について合意が形成されたところであります。

現在、北海道においては、北海道鉄道活性化協議会を設立し、持続的な鉄道網の確立に向けた「道民運動」をオール北海道で進めており、地域においても、鉄道網を持続的に維持していくため、様々な利用促進のための事業を実施しているところであります。

国においては、国鉄の分割民営化を進めてきたこれまでの経緯を踏まえ、鉄道網の維持・存続が図られるよう、JR北海道への支援に当たり引き続き中心的役割を果たすことが求められています。

つきましては、北海道市長会として、次の事項について決議し、その

対応に万全を期するよう強く要請いたします。

記

1 JR北海道の経営再建に向けた抜本的な見直しについて

経営安定基金の運用益は、金利の低下により大幅に低迷している状況にあることから、脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、JR北海道への国の支援のあり方について、抜本的な見直しを行うこと。

また、当面の資金繰りの改善に向けた支援を行うこと。

2 老朽化した施設の保全・更新や災害対応について

積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を講じること。

また、青函トンネルは、日本全体の交通・物流ネットワークを担う重要な社会基盤であることから、維持管理費用については、JR北海道の負担を軽減する新たな措置を講じること。

さらに、台風等被害に係る復旧については、迅速な対応が可能となるよう、補助率の引上げを含め支援措置の拡充を図ること。

3 貨物列車の運行における負担の軽減について

JR貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負担している。特に、JR北海道においては、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担うJR貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、JR北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、幅広い検討

を行うこと。

4 増収策への支援について

訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、JR北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

5 安全運行体制の構築に向けた支援について

ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるJR北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を行うこと。

6 令和12年度を見据えた法改正について

「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」に基づく国からJR北海道への支援は、令和2年度末までと期限が定められておりますが、中長期的な展望をもったJR北海道の経営再生に向けた取組を進めるため、北海道新幹線札幌開業が予定される令和12年度までの期限延長を行うこと。

7 地域の実情を踏まえた支援制度の構築について

国においては、今後、地域の実情や意見を踏まえるとともに、地域と十分に協議の上、支援制度の構築を行うこと。

また、支援制度の構築に当たっては、道内自治体の財政状況が非常に厳しいことから、地方負担の低減化を図るとともに、負担分については十分な地方財政措置を講じること。

以上、決議する。

令和2年5月

北 海 道 市 長 会